

国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業実施要領

(通則)

第1条 国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 本事業利用者

県から本事業の利用承認を受けた生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者及び貨物利用運送事業者

(2) 航空運送事業者

交付要綱第4条に規定する補助対象事業者

(県内事業者の確認)

第3条 航空運送事業者は、交付要綱別表1に規定する県内に事業所を有する事業者の輸出するものであることを、当該貨物に係る航空運送状（AWB）の荷送人（Shipper）欄に記載された住所が県内であることをもって確認するものとする。ただし、国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金利用要領第8条第1項の規定により貨物利用運送事業者が確認を行う貨物については、この限りでない。

(補助対象外経費)

第4条 交付要綱別表1に規定する補助対象経費以外の航空運賃、通関手数料、貨物取扱料などその他一切の費用は本事業の対象としない。

(補助対象貨物)

第5条 農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等及びそれらに付随する販促品とする（販促品単独の貨物は対象外）。

2 対象貨物重量は、輸送1件（1 Air Waybill）単位の重量（キログラム）とする。

(補助金相当額の還元)

第6条 航空運送事業者は、本事業の実施にあたり、サービス提供段階での割引、料金請求時における減額その他適切な方法により、本事業利用者に還元し、その負担を軽減しなければならない。

(毎月の実績報告)

第7条 航空運送事業者は、毎月、次に掲げる実績をとりまとめた電子媒体（エクセル）を翌月14日まで（2月分は当該会計年度の3月5日まで）に県に報告しなければならない。

(1) 搭載日

(2) 搭載便

(3) Air Waybill番号

(4) 仕向地

(5) 運賃重量（Chargeable Weight、kg）

(6) 正味重量（Net Weight、kg）

(7) 金額（品目別、円）

(8) 品目、品名

(9) 生産地・製造地（品名別）

- (10) 利用登録事業者
- (11) 荷送人（輸出者）
- (12) 荷受人
- (13) 燃油サーチャージ料金

2 前項の規定による利用実績報告は、航空コンテナスペース利用促進事業補助金実施要領第8条で定める利用実績報告書類の提出をもって、これに代えることができる。ただし、前項第13号に規定する実績を当該書類に併せて記載しなければならない。

（補助金の概算払請求）

第8条 交付要綱第16条に規定する概算払請求は、前条の実績報告に基づいて県へ請求できるものとする。ただし、概算払請求額は交付要綱第7条の規定による交付決定額の9割を限度とする。

（実績報告）

第9条 航空運送事業者は、交付要綱第14条第1項に規定する実績報告を行う場合は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月5日までに提出しなければならない。

- (1) 第7条の規定による利用実績報告書類一式
- (2) 本事業利用者からの収入実績が確認できる書類

2 第7条第2項の規定は、前項第1号の規定による利用実績報告について準用する。

（実績報告の修正等）

第10条 航空運送事業者は、前条の規定による実績報告に修正がある場合は、翌年度の4月20日又は知事が定める期日までに、修正後の実績報告書を提出しなければならない。

- 2 航空運送事業者は、前項の実績報告により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える部分を返還しなければならない。
- 3 前項の返還の期限は、交付要綱第11条第4項の規定を準用する。

（留意事項）

第11条 航空運送事業者は、次に掲げる事項について留意しなければならない

- (1) 本事業利用者が冷凍コンテナの利用等を希望する場合は、事前に調整すること。
- (2) 貨物搬入や梱包方法等の手引書を定めるなど、本事業利用者の利便性の向上に努めること。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。